

へき地の医療機関への看護職員等の派遣及び 福祉・介護施設における看護師の日雇派遣について

へき地の医療機関への看護職員等の派遣について【地方分権改革の取組事項】

令和元年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案

1. 提案事項 ※提案団体：徳島県、高知県、熊本県、大分県、鳥取県、島根県、滋賀県、和歌山県、福島県 等

へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和

2. 具体的な支障事例

へき地の病院においては、医師だけでなく、看護職員をはじめとする深刻な医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。

3. 求める措置の具体的な内容

医師について認められているへき地等の医療機関への派遣について、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師についても認め、へき地の医療機関への医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。

4. 制度改正による効果

都市部の医療機関からへき地の医療機関への医療従事者の派遣等により、へき地の医療機関の「人員不足の解消」と「医療の質の向上」に寄与する。これにより、へき地医療を地域全体で支えるシステムの構築が図られるとともに、へき地においても住民が安心して生活できる体制につながる。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）

5 義務付け・枠組みの見直し等

【厚生労働省】

（28）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭 60 法 88）

看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が行う医療関係業務への労働者派遣については、関係団体から意見を聴きつつ、へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討する。その上で、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応方針（案）

- 医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に対する支障が生じるとの懸念があることから、原則として労働者派遣が禁止されている。
- 一方で、医師については、地域によっては、医師の確保が困難となっており、医師確保のための選択肢の一つとして労働者派遣を認める必要性が高いこと等から、平成18年より、へき地の医療機関への派遣については、例外的に労働者派遣が認められている。
- 地方分権改革に関する地方からの提案を踏まえ、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師（以下「看護師等」という。）についても、チーム医療への支障を回避しつつ、へき地における看護師等の確保を図る観点から、へき地における医師の労働者派遣の枠組みと同様の以下のような枠組みにより、へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能としてはどうか。

（1）労働者派遣を行うことが可能なへき地の範囲

- ✓ 労働者派遣を可能とする「へき地」の範囲については、以下のいずれかの地域をその区域内に含む市町村とする。
 - ・ 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の区域」
 - ・ 奄美群島振興開発特別措置法に規定する「奄美群島の区域」
 - ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する「辺地」
 - ・ 山村振興法の規定により指定された「振興山村の地域」
 - ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する「小笠原諸島の地域」
 - ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する「過疎地域」
 - ・ 沖縄振興特別措置法に規定する「離島の地域」

（2）事前研修

- ✓ へき地の医療機関に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元は、へき地においては対応すべき医療ニーズが広範にわたり得るという特性に鑑み、へき地の医療機関において業務を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）を受けた看護師等を派遣することとする。
- ※ 事前研修については、実施主体、内容等について検討の上、一般的に受講すべきものを示す予定。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される看護師等の個人的な属性（へき地勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（勤務場所、期間、業務内容）等に応じた取扱いをしても差し支えないこととする予定。

（3）派遣先での教育訓練

- ✓ 派遣労働者である看護師等を受け入れる医療機関は、受入後であっても、地域における医療事情に、より即応した内容・形態の研修を必要に応じて行うなど、へき地において業務が円滑に行われるよう教育訓練の機会に努めることとする。

今後の進め方

- へき地の医療機関への看護師等の派遣を可能とするためには、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、今後は、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）で議論することとし、同部会において、医療部会での検討の結果の報告を行った上で、最終的な結論を得ることとする。（具体的なスケジュールとしては以下を想定）

＜今後の具体的なスケジュール＞

■ 令和2年11月～

労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会において議論

福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣について【規制改革実施計画の取組事項】

令和元年・規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。	令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表	厚生労働省

令和2年・規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

II 分野別実施事項

2. 雇用・人づくり分野

(9) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和2年検討開始、速やかに結論・措置	厚生労働省

対応方針（案）

- 福祉・介護施設においては、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われないことから、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことは一部のサービスを除き可能とされている一方で、日雇派遣は禁止されている（※）。
※ 日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠ける等の問題が指摘されていたことから、派遣労働者保護の観点から、原則禁止されている。
- こうした状況の下、離職中の看護師の中には多様化するライフスタイル等に合わせて日雇派遣で働くことを求める声もあり、令和元年・規制改革実施計画に基づき、福祉・介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズ等の実態調査を実施した結果、日雇派遣に対する一定のニーズがあることが確認された。（実態調査の詳細については、参考資料2を参照。）
- 調査結果を踏まえ、令和2年・規制改革実施計画に基づき、派遣元と派遣先である福祉・介護施設において日雇派遣の看護師の適切な雇用管理が確保されるか等の観点から、福祉・介護施設への看護師の日雇派遣の可否について検討を進める必要がある。
- 業務内容の観点からは、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことが可能とされている福祉・介護施設において、看護師が行う業務は入所者の日常的な健康管理業務が中心であり、派遣労働者である看護師を特定できないことに伴う業務上の支障が少ないものと考えられることから労働者派遣事業を行うことが可能とされており、日雇派遣の場合についても、日常的な健康管理業務にはこの考え方は基本的に当てはまるものと考えられる。

今後の進め方

- 上記のとおり、検討が必要な事項は主に派遣元と派遣先である福祉・介護施設における雇用管理等の観点であり、また、福祉・介護施設における看護師の日雇派遣を可能とするためには、最終的に労働政策審議会の意見を聴く必要があることから、具体的な検討は、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）で進めることとし、同部会において、医療部会での検討の結果の報告や関係団体のヒアリング等を行った上で、最終的な結論を得る。（具体的なスケジュールとしては以下を想定）

<今後の具体的なスケジュール>

■ 令和2年11月～

労働政策審議会 職業安定分科会 労働力需給制度部会において議論